

入札保証金についての注意事項

制限付一般競争入札に参加しようとする方で、次の要件のいずれかに該当する方は入札保証金免除申請書を提出することにより、入札保証金の納付を免除します。

1 免除要件

- (1) 損害保険会社との間に越生町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、保険証券原本を添付して免除申請した場合。

*保証金額は、見積金額（入札書に書く金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額）の100分の5（5%）以上とし、「定額保証」とします。実損保証ではありません。また、保証金額がこの率に満たない入札をした場合、その入札は無効となりますので、注意してください。

- (2) 過去5年の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類、規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、且つ、これらを全て誠実に履行した場合。

*該当工事の履行実績があるときは、表面に必要事項を記載して当該契約書の写しを添付して免除申請をしてください。

2 免除要件に該当しない場合

前記の免除要件に該当しない場合又は該当していても入札保証金免除申請書の提出がない場合は、次の（1）又は（2）いずれかの方法により、入札に参加することができます。

- (1) 入札保証金（現金）の納付

*現金で入札保証金を納付する場合は、入札当日の午前8時30分から午後1時00分までの間に、越生町役場会計課で所定の額を納付し、その受領書を入札会場の受付へ預けてください。事前の振り込み等は受けませんので注意してください。

- (2) 担保の提供

*次に掲げるいずれかの担保を提供することにより、入札保証金の納付に代えることができます。手続きは、入札当日の午前8時30分から午後1時00分までの間に、越生町役場会計課で行い、その預り証を入札会場の受付へ預けてください。

①国債又は地方債の債権（無記名式に限る）

②鉄道債券その他の政府の保証のある債権（無記名式に限る）

③銀行等が振出し、若しくは支払保証をした小切手、又は銀行等が引受け、保証若しくは裏書をした手形。

④銀行等に対する定期預金債権（質権を設定し、債務者である銀行の承認を証する確定日付のある書面を併せて提出した場合に限る。）

- (3) 納付した入札保証金又は担保の還付

*落札者とならなかった者の入札保証金又は担保は、入札終了後、納付した場所で直ちに還付しますので、必ず当日中に還付を受けてください。なお、落札者の入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当します。

- (4) 入札保証金の率

*入札保証金の率は、見積金額（税込み）の100分の5以上とします。入札書に記載する金額は税抜きですが、必ず入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の5以上を納付してください。納付した入札保証金又は提供した担保の額が、所定の率に達しない入札は無効となりますので注意してください。

- (5) お願い

*入札参加にあたって、履行実績による免除規定に該当しない方は、比較的手続きが簡単で経済的負担も少ない入札保証保険〔前記1（1）〕をご利用いただくようご検討ください。

※ 不明な点は、越生町役場 企画財政課（TEL049-292-3121）へお問い合わせください。